

瀬戸市監査委員告示第1号

瀬戸市監査事務処理規程（平成6年瀬戸市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

瀬戸市監査委員 加藤多喜雄

瀬戸市監査委員 伊藤勝朗

瀬戸市監査委員 中川昌也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(監査基準) 第2条 監査等の実施に関する基準は、 <u>都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）</u> による。ただし、これにより難しい場合は、別に定める。	(監査基準) 第2条 監査等の実施に関する基準は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の瀬戸市監査事務処理規程の規定は、平成29年度の監査の実施から適用し、平成28年度までの監査の実施については、なお従前の例による。